## 秋田県告示第310号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろ まぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における知 事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年7月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

配分数量

25.4トン

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正後 改正前 1 くろまぐろ (小型魚) 1 くろまぐろ (小型魚) (1) 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2 (1) 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2 号関係) について、本県に定められた数量 号関係) について、本県に定められた数量 40.5トン 26.8トン (2) 知事管理区分に配分する数量 (2) 知事管理区分に配分する数量 知事管理区分 配分数量 知事管理区分 38.4トン

- 2 くろまぐろ (大型魚)
  - (1) 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2 号関係) について、本県に定められた数量 38.3トン
  - (2) 知事管理区分に配分する数量

秋田県くろまぐろ(小型魚)漁業

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ(大型魚)漁業	36.3トン

- 2 くろまぐろ (大型魚)
  - (1) 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2 号関係) について、本県に定められた数量 31.3トン
  - (2) 知事管理区分に配分する数量

秋田県くろまぐろ(小型魚)漁業

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ(大型魚)漁業	29.7トン